

市民の皆様へ

教育委員会職員の懲戒処分の公表について

令和6年3月27日付けで、次のとおり職員の処分を行いましたので公表いたします。

1. 教育委員会職員（50代 女性 主査）

被処分者が、所属長が係長にパワー・ハラスメントを行っていると訴えていたことから、総務部人事課にて所属長、係長及びその他関係者への聞き取り、アンケート等の調査を実施しました。しかし、パワー・ハラスメントの事実は無く、被処分者へもその旨報告したものの、被処分者はその後も所属長がパワー・ハラスメントを行っている執拗に訴え、さらには所属長及び係長に対し人格・尊厳を傷つけるような内容を含むメール等を頻繁に送っておりました。

当該行為については、その都度、所属部長、次長から口頭注意を行うとともに、教育長から文書による厳重注意を行いました。その後も改まりませんでした。

被処分者の非違行為は、所属長及び係長の尊厳を貶め、虚偽の風説で評価を落とすものであり、労働環境の悪化を招くなど職場内の秩序を乱す行為であります。

本件については、地方公務員法第29条第1項1号の「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」同法第29条第1項第2号の「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」及び、同法第29条第1項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当することから、減給4月といたしました。

今回の不祥事は大変遺憾であり、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

教育委員会職員として社会の期待と信頼を裏切る絶対にあってはならない行為であり、今後、再発防止策を講じるとともに法令遵守・綱紀粛正に努め、信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

市民の皆様には重ねて心からお詫び申し上げます。

令和6年4月1日
宜野湾市教育委員会
教育長 仲村 宗男